

ロシアによるウクライナ侵略と、これに乗じた安倍晋三元首相の軍拡妄言を糾弾する

- 1 ロシア・プーチン政権は2月24日、独立主権国家ウクライナに対して一方的に武力攻撃を開始して、各地で戦闘行為をおこなって、ウクライナの子どもを含む一般市民にも多数の犠牲者が続出する事態に至らせている。さらにはロシアが核兵器大国であることを誇示し、その使用すら示唆してウクライナと世界を恫喝している。これに対し、国連総会臨時特別会合は3月2日、「ウクライナに対する侵攻」決議をあげ、「最も強い言葉で遺憾の意を示す」と明記し、直ちにウクライナ領域から無条件撤退を求めた。国民救援会はプーチン政権による暴挙に対し、断固抗議し、糾弾する。

この間の経過によって、プーチン政権の意図は、ウクライナを軍事力で自国の支配下におく領土拡大にあり、まぎれもない侵略そのものであることが明らかとなった。帝政ロシアの復活意図を指摘する声もある。この侵略は、国連憲章第2条がロシアを含むすべての加盟国に義務づけた「主権平等の原則」（1項）「武力による威嚇又は武力の行使の禁止」「領土の保全」（4項）などに明確に違反する蛮行である。

プーチン大統領は、国連憲章第51条に定める「自衛権」として正当化しているが、憲章解釈として通用しない。また、ウクライナ国内在住のロシア系住民が虐殺されていることからの「人道的介入」だというのが、そもそも国際法解釈上「人道的介入」を理由とした武力行使を認める考えは成立していないばかりか、「虐殺」の証拠を一切示せないでいる。

- 2 ウクライナが砲火に曝され、多くの人が犠牲になっていることに憤り、国連をはじめとする国際機関及び世界の政府・組織とロシア国内を含む広範な市民が抗議の声を挙げ、即時の攻撃停止・ウクライナからの撤退を要求している最中、安倍晋三元首相は、国連安全保障理事会におけるロシアを含む常任理事国5か国の拒否権を持ちだして、「国連は無力」と浅薄に揶揄し、「領土的野心はない」とプーチン大統領を擁護するばかりか、日本がアメリカの「核の傘」政策から脱却し、米核兵器を日本国内に配備して共同運用する「核共有」の議論をすすめるべきだとの広言を繰り返し、日本維新の会や自民党がこれに同調している。国民救援会はこの暴言に対しても、断固抗議し、糾弾する。

日本国憲法第9条は、再び侵略国家にならないとの決意とともに、自ら戦争を放棄し戦力保持を禁止することで世界平和の先駆となることを宣明している。さらに第99条は、「国務大臣、国会議員」等に対して、この憲法を「尊重し擁護する」ことを命じている。安倍元首相の言説は、これを理解しない軽佻浮薄の妄言であり、「国務大臣、国会議員」の資格を自ら放てきするものであり、看過できない。我が国の政治家による無責任な発言は、民族間、国家間の憎悪を増長し、緊張を高めるものであり、国連人権法は戦争宣伝と敵意、憎悪の唱道を禁じており、絶対に看過できない。

- 3 戦後の国際社会は、「われら連合国の人民は、われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し、…一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進する」ために「善良な隣人として互に平和に生活し、国際の平和及び安全を維持するためにわれらの力を合わせ」る（国連憲章前文）との枠組みのなかで再出発した。さらに、日本国憲法前文は、「日本国民は、…政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすること」及び、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」と決意して、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有すること」を確認した。

国民救援会は、今回の侵略に反対の声をあげ、ロシア国民をはじめ、世界の人々と連帯し、ロシアによるウクライナへの侵略をただちに中止するよう求めるとともに、ロシア国内で反対の声を上げ弾圧された人びとの即時解放と、言論活動への弾圧や政府による情報操作の中止を求めるものである。そして、この機においてあらためて、人類の到達点である戦後世界の基底的枠組み（前記国連憲章2条）を守り、活かす活動に全力を傾注することを表明する。

2022年3月4日

日本国民救援会
会長 望月 憲 郎